

申請期限が過ぎていたことで給付を受けられなかった教育訓練施設の受講生などの皆さまへ

# 教育訓練給付は、2年の時効の期間内で あれば、支給申請が可能です

教育訓練給付とは、労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了などした場合に、その教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。※給付金は一定の要件を満たした場合に支給されます。

## 受講生などの皆さまへのお願い

教育訓練講座を受講中は、支給単位期間の末日の翌日から起算して1ヶ月以内に、受講修了したときは、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に、支給申請書の他に、その教育訓練施設に支払った経費を証明する領収書などをハローワークに提出する必要があります。

雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために、教育訓練給付の申請期限を厳守してください。ただし、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2年間）であれば、申請が可能になりました。対象となる受講生などは、再度申請していただきますようお願いします。

## 支給申請期限と時効の考え方

給付名称	雇用保険施行規則に記載されている申請期限	時効の起算点と終点
一般教育訓練に係る教育訓練給付金	受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内	受講修了日の翌日から起算して2年を経過する日
専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（※1）	ハローワークが通知する支給単位期間の末日の翌日から起算して1ヶ月以内	ハローワークが通知する支給単位期間の末日の翌日から起算して2年を経過する日
	(追加給付)訓練を修了の上、資格取得などをし、一般被保険者として雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内	(追加給付)訓練を修了の上、資格取得などをし、一般被保険者として雇用された日の翌日から起算して2年を経過する日
教育訓練支援給付金（※1、2）	ハローワークが定める教育訓練支援給付金について失業の認定を受けるべき日	支給単位期間の末日の翌日から起算して2年を経過する日

※1 支給申請をする受給者などは、原則、受講開始日の1ヶ月前に「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」（以下「確認申請」という）をハローワークに提出する必要があります。なお、受講開始日以降でも確認申請を行うことができますが、その場合は、受講開始日よりも前にキャリア・コンサルティング（在職者は事業主の証明でも可能）を受けている必要がありますのでご注意ください。以下の例（「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」の確認申請期限と支給申請期限）をご確認ください。

※2 教育訓練支援給付金は、受給資格確認日以降に支給を受けることができます。

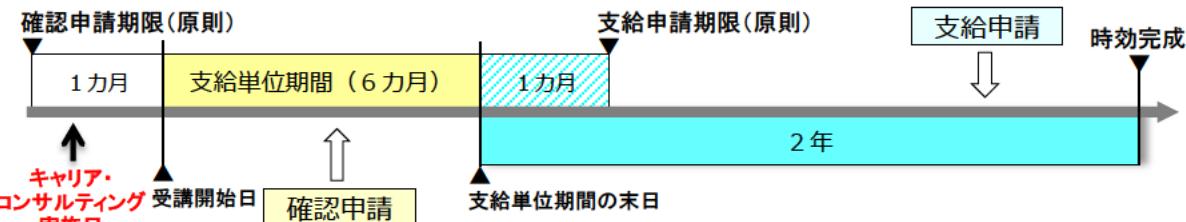
### 例：「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」の確認申請期限と支給申請期限

#### 確認申請の期限について

確認申請は、原則、受講開始日の1ヶ月前に行う必要がありますが、受講開始日よりも前にキャリア・コンサルティングを受けていれば、受講開始日以降でも申請は可能です。

#### 支給申請の期限について

支給申請は、受講中は支給単位期間の末日の翌日から1ヶ月以内、受講修了したときは、受講修了日の翌日から1ヶ月以内に行なうことが原則ですが、支給申請期限を過ぎた場合でも、受講開始前の1ヶ月以内にキャリア・コンサルティングを受けていれば、時効が完成するまでの期間（2年間）に限り、申請が可能になりました。



ご不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。

